

衆議院 第二回國會議 治安及び地方制度委員會議録第二十七号

昭和二十三年五月六日(木曜日) 午前十一時三十三分開議

出席委員

- 委員長 坂東幸太郎君
- 理事 松野 毅三君 野田 亮君
- 理事 高岡 忠弘君 豊中 島 茂喜君
- 理事 小澤 藤三郎君

- 大内 一郎君 大澤 嘉平治君
- 大村 清一君 坂田 道太郎君
- 千賀 康治君 中島 守利君
- 笠原 貞造君 菊池 重作君
- 久保田 鶴松君 松谷 天光君
- 坂口 主税君 高橋 長治君
- 中垣 國男君 加藤 吉太夫君

- 出席國務大臣 船田 幸二君
- 出席政府委員 船田 幸二君
- 総務廳事務官 鈴木 俊一君
- 運輸政務次官 木下 榮君
- 運輸事務官 大久保 武雄君

- 委員外の出席者 有松 昇君
- 専門調査員 有松 昇君

五月五日
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出)(承認第三号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件
濱松市の治安問題についての視察報告に關する件
地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第四一号)

第一類第二号 治安及び地方制度委員會議録 第二十七号 昭和二十三年五月六日

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所設置に關し承認を求めの件(内閣提出)(承認第三号)
地方出先官廳整理に關する件

○坂東委員長 これより治安及び地方制度委員會を開會いたします。
本日の日程は地方自治法の一部を改正する法律案並びに地方出先官廳整理に關し當局より説明を聴取いたしました。

なおちよつと申し上げますが、この間運管委員會の決議によりまして、速記は同時三本ということに制限されております。今日は三本以上ありますけれども、特に出してありますので、できるだけ十二時をもつて休憩にしてもらいたいとの希望でありますから、さよう御了承を願いたいと思つております。

それは地方自治法の一部を改正する法律案につきまして質問を願つております。一般でもあるいは部分でも結構でございます。

○松野委員 具体的な例を一つ申し上げて御質問いたしたいと思います。それは昭和十七年に鈴鹿といふ区域が二町十二箇村を合併して新しい都市をつくり、いわゆる軍國都市としての設計を始めたのでありますが、現在の状態に至りますと、その二町十二箇村の地域の廣さから申しますと、大体旧東京二十三区に當るといふ廣大な地域の中に二町十二箇村が不自然なる合併をいたし、住民はほとんど現在の状態では分離及び復歸を望んでおる状態でありまして、この場合今度の改正によりいかなる方策により、またその住民投票はどのような形式の住民投票になるかということに御説明願いたいと思つております。

○鈴木(後)政府委員 ただいま御質問のありました点につきまして、正誤がございまして、まずそれを申し上げまして、その後にお答え申し上げます。今お話のありました問題は、附則の第二條の處であります。附則第二條の一番初めの行のところ、この法案の十三ページであります。昭和十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間において、市町村の境界の変更となつておりますが、その「境界」は「区域」の誤りでありまして、それから十四ページ初めから七行目のところに「前項の場合において第一項の市町村の境界の変更に伴い」となつておりますがその「境界」といふのがやはり「区域」であります。それからそのすぐ下の方に「処分した財産があるときは、残存する」とあります。これは「現に存する」の誤りでありまして、現に存する市町村は、これが現に存する限度に於いて、議會の議決を経て境界の変更とあります。その「の誤り」でありまして、「その変更に係る区域が」云々というところになるわけでありまして、今お尋ねの鈴鹿市であります。これはあそこ大きな軍國關係の工場がございまして、それを中心として

一つの軍國都市をつくらうといふのでございまして、この場合に於いては、その合併の根本的な理由になりました。今日では失われておるようになつておるのであります。具体的に鈴鹿市において昔の形態に復歸することを望んでおるかどうか、それは存じませんが、そのような場合におきましては、附則第二條の規定によりまして、前の二町十二箇村に復歸することができなければなりません。その手續をいたしましては、今の場合であります。鈴鹿市の区域の中にあります市町村が、選挙権者として選挙人名簿に登録されております。選挙人名簿にその番面を出し、選挙委員が選挙人名簿にはたしてみな正当に登録されておるものかどうかを調べて、現実に三分の一以上の署名を集めておるものならば、今度は全体の投票にかけまして、その投票で過半数の承認費成の投票がありましたならば、それを選挙委員会から知事の方に報告をいたします。知事は臨時縣會議決を経て前通りの二町十二箇村を置くという処分をすることになるわけでありまして、そしてこれを内閣總理大臣に報告いたしました。内閣總理大臣が告示をいたすわけでありまして、大体そういうふうな手續で今のような場合におきましては、分離が行われ得るやうに相なつておる。但し、この法律が通りましてから二年以内に限る、それを過ぎますと今のようなことはできないわけでありまして、

○大澤委員 昭和十二年の七月七日から二十年の九月二日に至るまでの間に於ける市町村の境界の変更に関する調べ、この調べによりまして、栃木縣の佐野市はいつていないのであります。それをお伺いしたいのは、栃木縣の佐野市は昭和十八年に六箇町村が合併してできたわけですが、それに對して現在合併町村のいろ／＼の意見がありまして、ときによれば分離云々といふような意見もあるようでありまして、その点はこの調べにないから、分離ができるかどうかということをお伺いしたいと思つております。

○鈴木(後)政府委員 お手もとに差上げました資料は、いささか不十分でございます。大体ここに掲げましたものは、市の中に隣接の町村を編入した場合、たとえば沼津市に隣接の金岡村でしたか、さういふものを編入したという場合のことを例記したのであります。なお、そのほかには、佐野市のような鹿市、あるいはお尋ねの佐野市のような数箇町村が對等の立場で合併して、新しい市をつくり上げたというものは、このほかにあるわけでありまして、それはいづれも對等の立場で合併したのでございまして、その後におきましても、合併に問題が少い。もちろんお尋ねのような二、三の所々にはありますけれども、割合に少いのであります。一番問題が多いのは、やはり市に隣接の町村を合併して、しかも合併の目的でありました工場がその区域にございまして、

今お話のありました問題は、附則の第二條の處であります。附則第二條の一番初めの行のところ、この法案の十三ページであります。昭和十二年七月七日から同二十年九月二日に至るまでの間において、市町村の境界の変更となつておりますが、その「境界」は「区域」の誤りでありまして、それから十四ページ初めから七行目のところに「前項の場合において第一項の市町村の境界の変更に伴い」となつておりますがその「境界」といふのがやはり「区域」であります。それからそのすぐ下の方に「処分した財産があるときは、残存する」とあります。これは「現に存する」の誤りでありまして、現に存する市町村は、これが現に存する限度に於いて、議會の議決を経て境界の変更とあります。その「の誤り」でありまして、「その変更に係る区域が」云々というところになるわけでありまして、今お尋ねの鈴鹿市であります。これはあそこ大きな軍國關係の工場がございまして、それを中心として

一つの軍國都市をつくらうといふのでございまして、この場合に於いては、その合併の根本的な理由になりました。今日では失われておるようになつておるのであります。具体的に鈴鹿市において昔の形態に復歸することを望んでおるかどうか、それは存じませんが、そのような場合におきましては、附則第二條の規定によりまして、前の二町十二箇村に復歸することができなければなりません。その手續をいたしましては、今の場合であります。鈴鹿市の区域の中にあります市町村が、選挙権者として選挙人名簿に登録されております。選挙人名簿にその番面を出し、選挙委員が選挙人名簿にはたしてみな正当に登録されておるものかどうかを調べて、現実に三分の一以上の署名を集めておるものならば、今度は全体の投票にかけまして、その投票で過半数の承認費成の投票がありましたならば、それを選挙委員会から知事の方に報告をいたします。知事は臨時縣會議決を経て前通りの二町十二箇村を置くという処分をすることになるわけでありまして、そしてこれを内閣總理大臣に報告いたしました。内閣總理大臣が告示をいたすわけでありまして、大体そういうふうな手續で今のような場合におきましては、分離が行われ得るやうに相なつておる。但し、この法律が通りましてから二年以内に限る、それを過ぎますと今のようなことはできないわけでありまして、

今お尋ねの鈴鹿市であります。これはあそこ大きな軍國關係の工場がございまして、それを中心として

一つの軍國都市をつくらうといふのでございまして、この場合に於いては、その合併の根本的な理由になりました。今日では失われておるようになつておるのであります。具体的に鈴鹿市において昔の形態に復歸することを望んでおるかどうか、それは存じませんが、そのような場合におきましては、附則第二條の規定によりまして、前の二町十二箇村に復歸することができなければなりません。その手續をいたしましては、今の場合であります。鈴鹿市の区域の中にあります市町村が、選挙権者として選挙人名簿に登録されております。選挙人名簿にその番面を出し、選挙委員が選挙人名簿にはたしてみな正当に登録されておるものかどうかを調べて、現実に三分の一以上の署名を集めておるものならば、今度は全体の投票にかけまして、その投票で過半数の承認費成の投票がありましたならば、それを選挙委員会から知事の方に報告をいたします。知事は臨時縣會議決を経て前通りの二町十二箇村を置くという処分をすることになるわけでありまして、そしてこれを内閣總理大臣に報告いたしました。内閣總理大臣が告示をいたすわけでありまして、大体そういうふうな手續で今のような場合におきましては、分離が行われ得るやうに相なつておる。但し、この法律が通りましてから二年以内に限る、それを過ぎますと今のようなことはできないわけでありまして、

今お尋ねの鈴鹿市であります。これはあそこ大きな軍國關係の工場がございまして、それを中心として

あるいはできたけれども戦災でその準備工場が焼けてしまい、終戦後は依然として純農村の形態で進んでおる。しかしその團體の運営はやはり市を中心にして行われておるから、その純農村の区域は一本立ちでわかれたら、ところどころの問題が非常に多くありますので、そういうものをこの資料の中に掲げておるのであります。しかしこの規定が適用されますのは、そういう場合だけではない、合併の場合でも、もちろん適用があるわけであります。そこで御参考までにどのくらい該当件数があるかと申し上げますと、戦時中に合併しましたもの、今の鈴鹿市とか佐野市のような例であります。合併して市になりましたものが二百八件あります。それから沼津市に隣接町村を編入したというようない、吸収編入しました例が百八十八件あります。合わせて三百九十六件あるわけであります。なお関係の市町村の総数は千二市町村ありますが、新しく市を設けた場合は関係町村は六百六十一、それから市に編入いたしましたものが三百四十一、合わせて千二市町村という状態でありました。

要するに新しい町村を三つづつする。要するに新しい町村を三つづつする。という場合には、この第二條の手続きでなく、本来の地方自治法の第七條の手続きによりまして、普通の合併の手続きでいかなければならぬわけでありますが、従来の形に復帰する場合に第二條の規定を適用することになるわけであります。

○門同委員 新しく規定されておりますものうち、地方公共団体は、條例で定める特に重要な財産または建造物等については、処置に対する條文が含まれておるのでありますが、「特に重要な」といふのはどの範囲を指しておられるか、なおそれに引続いて少しお伺いしたいと思つて、まず最初にその点をお尋ねしたい。

○鈴木(俊)政府委員 特に重要な財産、建造物の使用の許可あるいは処分というものが、二百十三條の二の規定でございます。どういふ種類のものがそういう最も丁重な手続でやらなければならぬか懸念いたしますと、これはそれらの團體の事情に應じて、條例で定められることになると思ふますが、最も典型的な例を大都市について申し上げますと、たとえば市が経営しておられます市電を全部特定の会社に譲り渡してしまふ。あるいは市有地をあるけれども十年以上わたつて特定の会社にその経営を委託するといふような場合が今の使用の許可に当るのではないかと思ふ。農林等に限りましては、たとえば村有林を全割賣り拂つてしまふ、あるいはいろいろな村有の市場等の経営を十年以上わたつて特定の團體に委託するといふ場合が該当するの

ではないかと思はれるのであります。○門同委員 それは非常におかしいのであります。條例で出議員の三分の二以上の賛成がなければならぬという規定は、一應もつともだと思つた。今の答弁によると、非常に重要な問題だといふことになつておりますが、この條文の中には請負工事が含まれておる。これらの問題は非常に政治的なもの、な動きをもつ可能性もつておると思ふので、ただ條例でどの程度の範囲まで定めるか、予算面に対するどのくらいは範囲かというところが大きな問題になると思ひます。往々にしてこゝから問題が起す場合がある。こゝから問題が起す場合がある。こゝから問題が起す場合がある。こゝから問題が起す場合がある。

○鈴木(俊)政府委員 だいたいまお話を申しました点は、二百十三條の解釋で「特に重要な財産又は建造物」といふものがどういふものかといふことを御説明申し上げたのでありますが、今度の改正で財産、建造物の処分等につきまして非常に手続が煩雜になつてきておりますが、その概略をもう少し申し上げますと、九十六條の議會の議決事項のところに「條例で定める財産の取得又は処分及び建造物の設置又は処分をすることを」といふのが一つはいつ

ております。これはやはり、今まで財産の取得、処分、建造物の設置、処分というようないふことは、知事限りで、あるいは市町村長だけでやるようになつておつたのであります。この九十六條の七号の規定を入れますと、それほど重要ではないけれども、さりとて知事、市町村長だけで、執行機關の専断でやるのはどうも適當であるまいといふ程度の財産、建造物の取得、処分といたしまして、議會の過半数議決でやつていく。それから、もう少し重要性をもつてきたものになりますと、やはりこれも條例で範囲を定めまして、二百十三條の第二項のところであります。出議員の三分の二以上の同意が必要になつてくる。それから、重要なものになつてまいりますと、その前段のところ、一般投票で過半数の賛成がなければならぬ。こゝからこゝになるのであります。従つて、同じ財産、建造物の処分でも、程度の違いは執行機關に限りておられる、その次に程度の重いものは議會の議員の過半数議決で、その次に重いものは三分の二以上の議決を要する。最も程度の重いものは、先ほど申しました市電の譲渡とか委託経営というよういふことは一般投票でできる、こゝからこゝ段階になつておるわけであります。そこで、そういうきめ方がそれらの地方團體で区々にはしないかといふ御心配はごもつともであると思ひます。私も、そういう点は非常に心配いたしましたのでございませうが、これは、施行になります前に、できるだけ新しい法律の周知徹底期間を與えていただくようにいたしましたので、その期

間にはそれ、適正な標準のようなものを示しまして、誤りがないようにいたしたいと存じておる次第であります。○門同委員 もう一つお伺いしておきたいと思ひますことは、この中にあります第二條の第十の問題であります。「森林、牧野、土地、市場」といふような字句がずつと並べてあります。こゝについては、適當と認められる収益事業を行うことができるというふうになつておられますが、この土地はどういう土地を指しておられるのか、一應御説明を願つておきたいと思つてあります。ただ「土地」と書いてあります。森林、牧野とわけてありますが、農地であるか、市街地であるかというふうなことは、こゝではわけていないのであります。従つてこの「土地」の解釋を御説明願いたいと思つてあります。

さらにはその項の十九のところに「当該普通地方公共団体の区域内の公共的團體等の活動」と書いてあります。この「公共的團體」といふことの解釋をなお御説明願つておけば結構だと思ひます。

それからもう一つは、七に「風俗のじゆん化に関する事項を処理すること」と書いてあります。この「風俗のじゆん化」といふのは、いづれものものを指しておられますか、御説明を願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 最初のお尋ねの十号の「土地」であります。この土地と申すのは別に限定をいたしたてりません。森林とか牧野とかに該当しないその他の土地といふのが形式的な意味でございます。しかし多くは市街地等における土地の所有を中心と

○鈴木(俊)政府委員 この法案が成立いたしますれば、栃木縣の佐野市ももちろんこの第二條の規定の適用によりまして、前の形にもどることができておるわけであります。もしも前の形でなく、前と異つた町村、たとえば六箇町村集まつておりましたものを、三箇町村にす

○鈴木(俊)政府委員 新しく規定されておりますものうち、地方公共団体は、條例で定める特に重要な財産または建造物等については、処置に対する條文が含まれておるのでありますが、「特に重要な」といふのはどの範囲を指しておられるか、なおそれに引続いて少しお伺いしたいと思つて、まず最初にその点をお尋ねしたい。

○鈴木(俊)政府委員 だいたいまお話を申しました点は、二百十三條の解釋で「特に重要な財産又は建造物」といふものがどういふものかといふことを御説明申し上げたのでありますが、今度の改正で財産、建造物の処分等につきまして非常に手続が煩雜になつてきておりますが、その概略をもう少し申し上げますと、九十六條の議會の議決事項のところに「條例で定める財産の取得又は処分及び建造物の設置又は処分をすることを」といふのが一つはいつ

ております。これはやはり、今まで財産の取得、処分、建造物の設置、処分というようないふことは、知事限りで、あるいは市町村長だけでやるようになつておつたのであります。この九十六條の七号の規定を入れますと、それほど重要ではないけれども、さりとて知事、市町村長だけで、執行機關の専断でやるのはどうも適當であるまいといふ程度の財産、建造物の取得、処分といたしまして、議會の過半数議決でやつていく。それから、もう少し重要性をもつてきたものになりますと、やはりこれも條例で範囲を定めまして、二百十三條の第二項のところであります。出議員の三分の二以上の同意が必要になつてくる。それから、重要なものになつてまいりますと、その前段のところ、一般投票で過半数の賛成がなければならぬ。こゝからこゝになるのであります。従つて、同じ財産、建造物の処分でも、程度の違いは執行機關に限りておられる、その次に程度の重いものは議會の議員の過半数議決で、その次に重いものは三分の二以上の議決を要する。最も程度の重いものは、先ほど申しました市電の譲渡とか委託経営というよういふことは一般投票でできる、こゝからこゝ段階になつておるわけであります。そこで、そういうきめ方がそれらの地方團體で区々にはしないかといふ御心配はごもつともであると思ひます。私も、そういう点は非常に心配いたしましたのでございませうが、これは、施行になります前に、できるだけ新しい法律の周知徹底期間を與えていただくようにいたしましたので、その期

間にはそれ、適正な標準のようなものを示しまして、誤りがないようにいたしたいと存じておる次第であります。○門同委員 もう一つお伺いしておきたいと思ひますことは、この中にあります第二條の第十の問題であります。「森林、牧野、土地、市場」といふような字句がずつと並べてあります。こゝについては、適當と認められる収益事業を行うことができるというふうになつておられますが、この土地はどういう土地を指しておられるのか、一應御説明を願つておきたいと思つてあります。ただ「土地」と書いてあります。森林、牧野とわけてありますが、農地であるか、市街地であるかというふうなことは、こゝではわけていないのであります。従つてこの「土地」の解釋を御説明願いたいと思つてあります。

して行予収益事業ということになるの
であります。たとえば、神戸市等に
おきまして市有土地をもつておつて、
それを一般に貸與するといふような一
つの収益事業があるように聞いており
ますが、そういうふうなものがここに
入ると思ふのであります。ただ、収益
事業を何でもやれるといふことにな
りますと、やはり地方公共団体とい
う性格から申しまして、いささか疑
問がありますので、公共の福祉を
増進するために適当と認められる
「収益事業」といふ一つの條件を
附しておるわけ
あります。

それから、十九の「公共的団体」の
意味いかんというお話であります。こ
れは公共的活動をするところの団体、
こういう意味でありまして、単に公
法上のみに限定せられないのであり
ます。私生活上の活動をする団体
でありまして、その活動の影響が公
共的利益に關係ある場合には、その活
動について相互衝突のありませぬ
場合にこれを調整する、こういう意
味であります。但し、公共的団体
の中には、地方公共団体のごとく、
法律によつて一定の活動の基礎を
與えられておるものが、それに従
つて活動するといふ場合は、これ
は入らぬわけでありまして、要す
るに、そういう法律による特別規定
がない場合におきまして、任意当
該地方団体が公共的団体の活動を
調整する、こういう意味であります。

それから七号の「風俗のじゆん化に
關する事項」であります。これは保
健衛生あるいは文化といふような見
地から、地方公共団体におきまして、
その制限をする條例をつくりまして、
その條例を施行するといふのがこれ
に關する事項であると思ふ。その前
に、この風俗のじゆん化に關する事
項と、これ以外の風俗の醇化に關す
る事項とを区別して、これは、今日
では考えられませんが、競争中、た
とえば、もんべをはくといふような
ことを市町村の條例によつて一つの
罰則を設けたらぬといふことは、こ
の風俗の醇化に關する事項に當る
といふふうな考えられるのでありま
す。いささか疑念を起すのでありま
す。この風俗の醇化に關する事項に
當るに、当該団体の自由に考へるこ
とに關すると思ふ。

○門司委員 なおこの項で聽いてお
きたいと思ふことは、今の説明で大
体わかりましたが、風俗のじゆん化
に關する事項といふものは、非常
にこれとめんどうな問題を起しやす
い問題だと思ふ。おそろしく自治
体の風俗のじゆん化に關する事項が
ありまして、こういう風俗をしろと
かある。またその面から考へまして、
實際問題としては非常に困難だと思
ふ。またその面から考へまして、あ
るいは活動的であるといふような
言葉を使われまして、それが必ずしも
主目的でない、強制的なようなもの
になりやういことができはしないか。
殊に、前に列記してありますような
公衆衛生であるとかいふような問題
は、これは、一般的な問題でありま
すから大して文句はないと思ふ。こ
の取扱い等につきましても、非常
にむずかしい問題を起しやすいた
る字句だと思ふ。この字句に
ついて、ただいまの説明のほか、何
も少し突つこんだ意見、あるいは
考へがあつたかどうかといふこと
を、

當ることに關すると思ふ。その前
の方に、例示がござりますが、
それ以外の風俗の醇化に關する事
項といふことでありまして、これは、
今日では考えられませんが、競争
中、たとえば、もんべをはくとい
ふようなことを市町村の條例によ
つて一つの罰則を設けたらぬとい
ふことは、この風俗の醇化に關す
る事項に當るといふふうな考へら
れるのであります。いささか疑念
を起すのであります。この風俗の
醇化に關する事項に當るに、当該
団体の自由に考へることに關する
と思ふ。

くどのようなものが、さらにもう一
應お聞きしたいと思ふ。○鈴木(後)
政府委員 この「風俗のじゆん化に
關する事項」といふのは、いささ
か言葉が抽象的でありまして、その
真実の内容を補強するに、非常に困
難と考へられます。われもいろいろ
言葉を考へたのでありますが、遺憾
ながら適切な言葉が見つけられな
い。このように言葉が適切でない
のであります。今設例として申し上げ
たことは、いささか適切な設例では
なかつたと思ふ。そういうある服装
その他について一定の型をきめると
いふような意味の統制をすることは、
これはやはり憲法のいろ／＼な規定
の本旨から申しまして、相当無理が
ある。ございまして、自治体の性格
からいって許され得る限度において、
またいろ／＼な法令の規定に違反し
ない程度においてこれらの問題を取
上上げて処理することができるとい
ふ意味でございまして、今あげまし
たような例が法令に違反してゐる
ことになりまして、この五ページに、
地方公共団体は、法令に違反して
その事務を処理してはならない。そ
の法令に違反して行つた地方公共
団体の行為は無効であるといふこと
で、やはりこれは裁判問題になり、
その條例が無効であるといふこと
になるわけでありまして、そういう
ことによつて行過ぎる條例等の是
正の方途は別に講じてあるわけ
であります。必要がなければ、強
いて、こういう風俗のじゆん化に
關する事項を処理しなければならぬ
といふことはないのであります。そ
ういふ現実の必要が起つたときに、
そういうこともやればやることが
できるという

意味で、五ページにあげただけの
意味であります。○門司委員 これは
直接この條文に關するのではない
ことであるが、当局に關しては、
たとえば市町村の相互扶助の
關係に關するの何か考へがあるか
どらうかといふことである。私が
申し上げたいと思ふことは、たと
えば、町村が今財政的に非常に困
つておられる。市町村の金庫を設
けるというふうなことが、地方財
政委員會の方の意見として大蔵省
に出されておられる。それとは別
に、地方自治体の相互關係の扶助
をなし得る規定を設けられる御
意思があるかどうかといふこと
であります。それは具体的に申し上げ
ます。たとえば火災の状況等を考
へてみますと、今火災の状況等を
考へてみますと、同時に、一旦火
災が起つた場合には、非常に大き
な負担が町村にかつてまいります
ので、町村にいたしましては火災
保険料を高く考へておられる。や
はり火災保険料が非常に高いこと
が原因として、往々にして火災
保険料が非常に高いこと、使用に
關する條例の中で設けるといふ
のがこれに該當します。

○鈴木(後)委員 これはお話を
よりにして、たとえば道路を
使用する場合に道路を損壞する
ような用方をしつては困るから、
道路使用はこの程度でなければ
ならぬ、かぬといふようなことを、
使用に關する條例の中で設ける
といふのがこれに該當します。

○坂東委員 これでは休憩し
まして、午後一時から開会いた
します。午後零時五分休憩

○坂東委員 午後二時五分開
議 休憩前に引續いて會議
を開きます。日程に入るに先だ
ちまして報告事項があります。そ
れは、浜松騒擾事件につきまして、
満日委員派遣を請求いたし

ましたところ、当時は都合により留保となつておりましたけれども、わが委員会はこれを十分知る必要がありま

〔書記朗読〕

浜松事件の調査報告をいたします。終戦後の顯著な動向として收戦の結果、いわば國家全体が一つのわくの中に置かれ、さらに民主化の進行とともに國家の統制力が弱まり、かくて國家による法的統制の衰微を行く諸集團

なはちテイヤ博徒團體、不良青少年團等々の横行跋扈を見るに至つたことは周知の通りであります。しかしてその集約的事例が先般浜松に發生せる日鮮人間の騒擾事件でありまして、浜松事件は、一部日本人対一部朝鮮人の單純なる私闘にあらずして、日本の社会秩序を正しく健全に組み立て直す上において、その根本にかゝる重大問題であります。さらに、本騒擾事件は警察法施行後における大規模な集團闘争事件として、國家、自治同警察間の連絡共助その他同警察の運用上幾多の課題と貴重なる示唆を與えられるところ多かりしものであります。

ここに、本委員会は、事の重大性に基き、調査團派遣の決議をなしたのであります。坂東委員長、門司理事、千賀委員は崎川書記を帯同し二十日現地に到着、翌二十一日午前、午後にはわたり、新警察法の運営状況を中心として詳細なる調査を試みました。二十日は簡便なる予備的懇談に終り、二十一日は午前午後二時にかけて坂田濱松

市長、市公安委員長廣田氏はほか公安委員、濱松市警察署長ほか関係各位十五名と隔意なき懇談を遂げ、同二時半、要請により調査團は在日朝鮮人連盟静岡本部委員長李季白氏ほか二名と会見し、続いて元小野組々長藤義小野近義氏はほか一名と会見し事情を聴取しました。さらに在浜松新聞記者團の要望に基き、縣加藤警察長をまじえ、本事件に対する記者各團位の忌憚なき所見を聴取しました。

さて以上の調査を通じて得られた事件の外貌並びに警察措置は次のごとくであります。事件發生の原因であります、まず遠因について述べますと、かねてより浜松市内においては、いわゆる暴力團と目される元小野組に対し一部朝鮮人の勢力、急激に増加し、相対立していた模様で、その間にあつて元小野組親分小野近義氏は、數回にわたり朝鮮人対日本人のけんかの仲裁をなしたが、これが結果はいずれも朝鮮人側の不満を買つておりました。また一般市民においては、終戦後とみに激増せる一部朝鮮人の横暴に対しては、恐怖の念を抱く者、あるいは復讐の念を企てる者があり、結局両者の勢力争いに基因して本事件は惹起したものと認められます。

近因といたしましては、四月四日朝鮮人主催により開催したダンス・パーティに、元小野組分子分たりし樂土が欠動し、ためにパーティは流会のみなきに至つたのであります。朝鮮人側はこれを小野組親分小野近義氏の妨害によるものと誤解し、激興の結果、同日午後五時ごろ市内鍛冶町四百一十番地小野興業社長縣議小野近義氏方に朝

鮮人新村隣外敷名が乱入し、同店舗ウインド・ガラスその他家屋内器物を損壞するの暴舉により本事件が發生したものであります。事件の概要は、第一回、当日四月四日、前記小野方を引き揚げた朝鮮人側は、浜松市旭町國際マーケット(責任者 吳判述)附近に集結し、午後十時ごろ同市大町元小野組親下香具師本宮末吉方へ朝鮮人金影石ほか六名が拳銃を擬して、乱入、同家及びその器物を破壊するに至り、双方組子分も鐵銃をもつてこれに対抗し、双方次第に人員を増加し、遂におの／＼約五十名くらゐが市内山町、鍛冶町、俣馬町の各中心街において相互に強行亂闘するに至つたものであります。この事件において、朝鮮人側は一名の被害者を出しております。

第二回日は、第一回亂闘事件は警察官の出動により四月四日午後十時四十分ごろ一應鎮靜に歸したものであります。翌五日午後五時ごろ、双方とも各地より應援者來浜し、再び不穩の状態に立ち至り、午後七時二十分ごろ、朝鮮人側数名が小野近義氏方に至り拳銃を發射したため、これを契機に双方おの／＼約二百名くらゐが同市内千歳町、旭町、鍛冶町、田町その他市内中心街各所において強行亂闘をなすとともに、建築物、器物等を破壊するに至つたのであります。

これに対する警察措置について申し上げますと、第一回、所轄濱松市警察署においては第一回四月四日夜の事件發生と同時に甲号非常召集を發令し、全署員を召集し、浜名地区警察署に應援を要請し、武裝警察官五十名を乱闘現場に急派して拳銃の威嚇発射により

事件の鎮圧につとめたのであります。午後十時四十分ごろ一應鎮靜せしめることを得たのであります。同夜は暗夜のため被疑者はいずれも逃走し一名も逮捕するに至りませんでした。該事件の鎮圧及び捜査に出勤した警察官は、浜松市警察署員百六十名、浜名地区警察署員三十五名であります。浜松市警察署においては、状況なお險悪化を慮り、朝鮮人連盟浜松支部委員長李季白及び元小野組責任者に対し警告を發し、かつ嚴重警戒に努めました。

第二回、翌五日午後五時ごろに至り沼津、熱海、名古屋、豊橋その他各地より双方來援者の集結されつつあるとの情報を得て、再び險悪化したため、濱松市警察署においては全署員を招集し、各要所に急派して拳銃その他武器の檢問を開始するとともに、警戒員及び情報收集係を各所に派遣中、再び発砲による亂闘が開始されるに至つたのであります。浜松警察署においては、さらに浜名地区警察署に対し、應援方を要請し、これが鎮圧と檢査に努めた結果、午後十一時三十分ごろに至りようやく鎮靜したが、同日より翌六日早朝までの間に六名の容疑者を檢挙いたしました。

該事件の鎮圧及び捜査に出勤した警察官は、濱松市警察署員百六十名、浜名地区警察署員三十五名、縣加藤警察署員及び縣本部人事裝備、捜査、警備各課は、事件の重大性に鑑み、六日午前二時ごろ濱松市警察署に至り、浜松市公安委員及び濱松市警察署長、浜名地区警察署長等とともにこれが対策を緊急協働の結果、警備警察官應援派遣計画を樹立するとともに、警備取締本部を設

置し、國家地方警察機關各課を初め、各署より同日午後一時ごろ百十名の警察官の派遣をなし、合計約三百名の警察官をもつて嚴重なる警戒取締りと家宅捜査実施の結果、漸次平靜に復歸するに至つたのであります。この事件に対し連合軍部隊が出勤しております。六日午後九時二十分には鼓車二十四連隊カーナー少佐以下百七十二名が來浜、警戒に當りまして、たが、事態平穩となつたので、一部三十五名を残して歸隊いたしました。さて本事件の発端より終末に至るまでの過程を觀察して見ますと、左記の諸点に対する反省と考慮が必要と考えられるのであります。

その第一といたしまして、新警察制度の實施に伴ひ連絡並びに應援要求において自治体相互間に援助要求をなし得る法的の根柢なきため、幾多の困難が發生したことです。第二に、警察がこの種暴力團、不良徒輩の取締りに対し、十分なる執行力をもち得なかつたこと。そのよつて来るゆゑんとしては、警察力が貧困であり、武裝化せる暴徒の集團を鎮圧するに足る人と武器その他機動力を有しなかつたこと。

なお参考までに申し上げますと、靜岡縣におきましては國家警察十四、自治体警察六十一、計七十五の小警察署にわかれておりました。一層平均警察官は三十數人であり、國家地方警察は、總員七百四十四名で、縣下十四の警察及び本部に分散しておりました。警察力の急速なる統合が非常困難な状態におかれております。なお武器について申し上げますと、拳銃は四百十

案の割合でありますけれども、これはた
だいま申し上げました七十五の警察
署に分散しております。従つて、この
事件に對し必要なる武器を僅少なる時
間に整備いたしますことは非常に困難
な状態にあります。次に静岡縣におけ
る押下げジープはどうかと言へば十台
であります。浜松市には國家地方警
察派名地区に一台あるだけでありま
す。

第三に、警察官の新警察法に對する
理解の不足に基き取締りに對する消極
性、第四に、國民の新警察法に對する
認識の不足による警察への非協力、第
五に、朝鮮人の取締りに際しては、日
本の裁判権行使がなす得るにもかかわ
らず、いわゆる第三國入視してその執
行に適切を欠いたこと、第六に、警察
官の執行力の弱体化については待遇等
の他の問題がありますが、地方財政法
の施行が遅れているため、すべてのこ
とが臨時的措置ならざるを得ないこと
第七に、權山警備部長の言に反し公安
委員会は五日前九時開会しているこ
と、第八に、都道府縣としての非常事
態宣言の規定を要する陳情があつた
こと、以上の諸点であります。

報告を終ります。

○坂東委員長 それでは日程に入りま
して、地方出先官廳整理に關し当局よ
り説明聴取の件、船田國務大臣からお
願ひいたします。

○船田國務大臣 地方出先機關の整理
の進行状態につきまして御説明申し上
げます。

ことでもありますので、できるだけこ
の案の實現を早めたいと考へまして、
各方面と折衝いたし、あらゆる努力を
いたしてまいつておる次第でありま
す。おつくりになりました案の中で、
調整事務を取扱ふための出先官廳に關
しましては、それを急に廢止すること
は、統制行政が行われている限り、非
常に困難な一困難と申しますよりも
不可能な状態にあります。従つてこれ
を廢止するためには、むしろ根本的に
統制をするかどうか、あるいはまた統
制の範圍をどうするかというよな問
題に關する検討をいたさなければなら
ませんので、その方面の検討を促進す
ることに努力をいたしております。従
つて経済安定本部關係、また物價調整
係及び商工、農林關係の出先機關につ
きましては、すぐ廢止するというよな
な決定は、しばらく見合せていた方が
いいのではないかと申す意味で、留保
いたしました。殊に農林省關係の本農事
務所につきましては、今申し上げたよ
うな理由以外に、農林省におきまして
この機關の機構及び運用に關して再
検討を加へつてある中でありまして、
きわめて近い機会に経済安定本部とも
連絡をとつてその成案ができてはす
なつておりますので、その成案につき
まして、行政調査部の方からも意見を
提出いたしたいというやうな意味から
その廢止を決定することについては、
しばらく見合せていた次第であります。

三月五日に本委員会でおつくりにな
りました地方出先行政官廳廢止案につ
きましては、行政調査部といたしまし
ても、密接な御連絡をとりつてまいつた

事務所につきましては、地方鉄道局と
の關係において、その監督と現業との
分離の問題解決のために整理する必要
があり、これに關して再検討を加へつ
つあるよな状態でありまして、その
案の作成中に急に廢止するというよ
なことも、不穩當と考へられますので
これまた今申し上げた本農事務所と同
じよな意味におきまして、運輸省に
對しては、できるだけその案の作成を
急ぐように督促いたしまして、しば
らく留保いたしておるよな次第であ
ります。

こんなふうになりましたら、過日談
りましたら、な地方出先機關につ
きまして、できるだけ早く閣議の決定
も得て方針を定めたいと思ひまして、
それに努力しつつある次第でありま
す。そのうちよな次第でありますの
で、今のところ行政調査部の方からつ
くりました案としては、総理廳内部の
建設院建築出張所、それから建設院地
方駐在所を廢止して、建設院建築出張
所の事務の中で建築物等の許可に關す
る事務は都道府縣に委譲してはどうか
それから文部省關係といたしましては
教育施設局都道府縣出張所、これは四
十六箇所ありますがこれも廢止すべ
きではないか、それからちよつと申し落
しましたが、文部省の大阪出張所とい
うのが本委員会の案の中にも廢止すべ
きものとしてあげられておりますが、
これはむしろ大阪その他の地方の便宜
のために、地方の要請に従つてつくり
られたものであります。他の出先機關に
關するものと違ひまして、逆に大阪
その他の府縣から設置を要請してまい
つておるよな次第であります。ま
た文部省としてこれを存置しても、ま

た廢止しても、予算的に何らの關係も
ないという次第でありますので、これ
はむしろ存置すべきものではないかと
いうふうを考へております。従つて文
部省關係といたしましては、今申し上
げました教育施設局都道府縣出張所だ
けについて廢止を考へたいと思つてお
る次第であります。これに對しまして
労働省關係の各出先機關に對しては、
目下労働基準法の完全な實施を必要と
する建前から、また失業問題、失業救
済の対策というよなことが、全國的
に、統一に行われなければならない
というよな建前から、労働省の關係
からしばしばそういう廢止とか何とか
いう論議を見合せてもらいたいとい
う非常に強い要望がござりまして、行政
調査部とも交渉中でありまして、お
そらくこれは急に廢止することは不可
能なものではないかという情勢にあるの
であります。いずれにしても行政調査
部といたしましては、この委員会につ
くられました案の中で、そういうよ
な特殊なやむを得ない事情がござりま
すものはしばらく除きまして、また必
ずしも何も地方行政機構の廢止を全
面的に、一時的に行うという必要もな
くできるものから次々に行つていつて
いいというふうを考へまして、いわば
第一次的な案といたしまして、今申し
上げましたよなものを廢止に努める
つもりで努力を續けておる次第であ
ります。

管理所は、まだ設置されておられません
が、こつちよなものが問題になり
ますので、目下これにつきましては厚
生省關係とも打合せておりました。
なるべくこれを廢止するよなことに
たいというふうを考へておりますし、
また管理所につきましては、その設置
を見合せるよなにとらどうかとい
うよな案を立てております。

この地方出先機關の整理に關しまし
ては、いろいろと各方面との關係があ
りまして、非常に困難な問題であり
ますが、行政調査部といたしましては
第一に、少くとも今申し上げたよな
範圍においての整理案をできるだけ早
く實現するよなにとらたいと思ひま
して、目下努力いたしてある次第であ
りますが、近いうちにこれは一突は
何度か閣議にもかけたのであります
が、いろいろな交渉からはつきりした決
論にはまだ到達いたしておりません
ができるだけ早い機会に決議に到達する
よなにとらたいと思ひま
す。

また本委員会の案に載つていないも
のについて問題となりますのは、厚生
省關係の都道府縣防疫駐在所、それか
ら防疫關係の地方駐在所、それから國
立公園管理所というよなものが問題
になるのであります。最後の國立公園

○松野委員長 本件につきましては、
この委員会はすでに議決を行つて、こ
れを議長並びに総理大臣に提出し、ま
た關係方面にも提出してあるよな次
第であります。ただいま船田國務大臣
からの報告でありますけれども、し
かしながらわが委員会としての方針も
ありますから、これに關して当時の出
先官廳整理に關する小委員会の小委員
長の中島茂喜君から發言がござります。

○中島茂喜委員 ただいま船田國務大
臣から出先官廳の廢止につきましての
行政調査部としての経過を御説明いた
だいたのであります。御説明の中に

おるといふことは、陸上勤務の警察及び地方出先機関との摩擦も必ずしも円滑にいかない、経費の点においても、人員整備の点においても、現在の政府の御方針としても、あまり芳しからざる方向に進むように考えますので、もう一度検討していただいて、船の必要などころに海上保安部を設置する、船のない保安部の設置は、あまり地方としてもいい結果を及ぼさないように存じます。地域的に見ましても、引揚港である仙崎には、何らこの地図にはマールがございません。また門司よりも福岡の方が引揚港として大きな役割をする。重点的にもう一度御考慮願うよう余地があるように、私の意見としては存じます。

○大久保政府委員 ただいま松野委員の御説、私趣旨といたしましては、当然その精神で進まなくてはならぬと存じます。私先ほどの説明が不十分でありまして、おわび申し上げますが、海上保安部の仕事は、単なる海上警察だけではないのでありまして、航海の安全ということを非常に重要な使命といたしておるのであります。内容から申しますれば、船員の資格に関する試験もやる、それから船舶の安全に関する検査もやる。また海難船舶の人命の救助、機関を掃海するという仕事が入る。それからさらに各地方の燈台、それも最近の燈台の重要性に鑑みまして、それぞれの保安本部に配属をいたしまして直接現場における指示に当らせる。かようにいたしたような次第であります。これらの仕事は職務の筋から申しましても、また現在における仕事の領分から申しましても、また先ほど申し上げました二十九隻以外的小型舟艇の量

からいたしましたとしても、相当の分野を占めております。この程度の保安本部及び保安部をもつて出発いたしますことは、さしむき必要ではなからうか、かように存ずるのであります。

○松谷委員 参考までにお伺いしたいのですが、ただいま長官の御説明によりますところの計画を実施するにいたしました場合に、予算ほどの程度の計上を御計画でございませうか。またそれに必要な人員の大体の概算でも、計画がございましてお伺いしたいと思います。

○大久保政府委員 海上保安部の実施に要します予算は、概算で申しまして九億円でありまして、その職員は約八千人をもつて出発いたしますことになつております。

○坂口委員 海上保安部もいよ／＼御開閣になつたようでありまして、御開閣にたえない。私はこの前に、あるいは御説明を聴き落したかもしれぬと思ひますけれども、いよいよ開閣になりまして、こういうふうな全国の海岸に非常によく大なる費用によつて、当の人員、また歴大なる費用によつて、できるだけの海上保安を期せられると、いうことになつておるのでございませうが、大体仕事の内容、あるいはまたその開始の方からいたしまして、どのくらいどの期間で、どの地方にいつごろまでに全般的な活動、運営ができるようになるか、この点の見透しをお聞きしたいと思ひます。もちろん以前から準備いたしておられるものもあるし、従来やつておられるところもあるし、従

○松野委員 これはこの法案成立の上と努力したいと思ひます。この期間でこれだけの予期される活動ができるかという点について、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○大久保政府委員 海上保安部は五月一日から発足いたしましたけれども、その前身といつたしましては、不法入国、船舶監視本部が設置せられておりましたし、また救難や掃海や燈台、水路、それ／＼従来その機関がありましたので、これからの機関を統合いたしました。今海上保安部が成立を見次第であります。そこで概算で申しまして不法入国、船舶監視本部創設以來、海上保安部が出發いたしました。また、海上治安に關連いたしました処理いたしました。保安部が出發いたしました。日本は非常に海難の多い國でありまして、本日前、私がこちらに参りますまでも、もうすでに日本の沿岸で数隻の漂流船があるということをお聞きしました。かようなわけであります。そこで日本の近海におきましては、もう毎日々々幾多の人命がはたんで助けを求めて海上を漂流して、おる。かような実情でございまして、私どもの仕事は一日も放置しがたい状況にございませう。さいわい今回第二復員局もつておりました無線船及び通信省もつておりましたところの海岸無線施設を私どもの仕事の方に使いますことになりまして、さらにまた必要なる設備もいたしました。従来も一日も重要な仕事は停滯なからしめることを期しておりましたけれども、ただいまの御奨励の趣旨に關しまして、今後一日も早く海上保安部の全般的活動がございませうと努力したいと思ひます。この上とも努力したいと思ひます。

○松野委員 これはこの法案成立の上と努力したいと思ひます。この期間でこれだけの予期される活動ができるかという点について、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

○大久保政府委員 松野委員にお答えいたします。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。海上保安部は運輸省に設置いたしました。

も早く皆さんの御期待に合うような活動をしていきたい、かように存じております。

○坂野委員 だいたい大体の御意見を拜聴いたしました。私の聞いたのと少し食い違ふ点は、今までの人事は私も承知しておりますが、ほとんど運輸省内にあつた人間の配置轉換、看板の塗替である。その意味ではなく、警察として新しい任務をもたれる上に、そういう経験者をいかように御採用になるか、また御配置になつたかという、警察権を主体として実はお伺いしたわけです。

○大久保政府委員 私の説明が少し不十分で申し訳ありませんが、船舶監視本部の仕事をやつておつたときから、監視船には水上警察あるいは税関の方にお願いをし、一心同体となつて業務の執行をやつておつたような次第であります。そこで今後においてもそれらの方々を、要すれば海上保安官に任用いたしました。今後の業務に遺憾なきを期していきたいと思つております。しかし業務の進展につれて、さらにそれでは足りない事態が起るような場合においては、それらの官廳に御協力をお願いし、人員の派出を願うということにいたしましたと考えております。

○松野委員 先ほどの御説明に漏れておりましたが、仙崎とか、稚内とかいう危険関係をもちような港については、どう考えておりますか。

○大久保政府委員 仙崎、稚内などという設備を置くかというお尋ねでございますが、稚内には保安署を置き、ここには小型船一隻を配置する予定になつております。それから仙崎にも保安署を置き、この附近には門司あるいは

濱田を中心として相当多数の船を配備しております。仙崎もこの附近における重要な基地の一つになるわけであります。

○松野委員 もう一点、松谷さんからも御質問がありました。現在吸収合併の人員以外にどれだけの人員を新しくこの機構によつて採用しあるいは吸収するかという点、それから予算が、現在の予算を新しく増加するかという点を御明確に御答弁願います。

○大久保政府委員 それでは予算と人員の点をもう少し詳しく申し上げます。予算は先ほど松谷委員にお答えいたしました。内訳を申し上げますと、新しく増えます予算が約三億四千万あります。そのほか六億四千万が従来捕海、燈台、水路等には使われておりました。これを申し上げますと、約二千人が海上治安の業務に従事する人であり、そのほか六千人のうち三千人が捕海、残りの三千人が燈台並びに水路関係に従事しておる職員であります。

○松谷委員 その八千人のうち新採用はどのくらいに見えておいてになりますか。

○大久保政府委員 新規採用が、約二千人の治安の維持に従事する職員のうちの大体千五百人であり、

○坂東委員長 他に質疑ありませんか。

質疑終了と認むるに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 質疑終了と認めます。
○松野委員 質疑も終了いたしましたから、討論を省略し、ただちに採決に入られんことを希望いたします。

○坂東委員長 だいたいの松野君からの動議のごとく、討論を省略して、原案通り決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○坂東委員長 それでは政府の原案通り可決せられました。
次回の日程は公報をもつてお知らせいたします。
本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時十分散会

〔參照〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出)に關する報告書

一、議案の要旨及び目的

本案は、海上保安廳法第十二條の規定による海上保安廳の事務所として横濱市、名古屋市、神戸市、廣島市、門司市、舞鶴市、新潟市、塩釜市及び小樽市に海上保安本部を置き、清水市、大阪市、高知市、高松市、鳥取縣西伯郡境町、浜山市、福岡市、佐世保市、長崎市、長崎縣下縣郡殿原町、鹿児島市、大分市、八戸市、船川市及び函館市に海上保安部を置くことについて、地方自治法第五十六條第四項の規定により、國會の承認を求めようとするものである。

二、議決理由

海上保安廳法の施行に伴い、地方にこの海上保安廳の事務所を設置することは、安当且つ必要と認められたので、本案を承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十三年五月六日
治安及び地方
制度委員長 坂東幸太郎
衆議院議長松岡陶吉殿